

議案第9号

秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第45条第3項及び第4項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏名	分野	任期
五十嵐 典彦	有形文化財(建造物)	平成27年4月1日～平成29年3月31日
小笠原 光	有形文化財(絵画)	平成27年4月1日～平成29年3月31日
小川 浩義	報道	平成27年4月1日～平成29年3月31日
金森 正也	有形文化財(古文書・歴史資料)	平成27年4月1日～平成29年3月31日
佐藤 康子	有形文化財(書跡・典籍)	平成27年4月1日～平成29年3月31日
嶋田 忠一	民俗文化財	平成27年4月1日～平成29年3月31日
高橋 一郎	天然記念物(動物)	平成27年4月1日～平成29年3月31日
土田 久美子	有形文化財(建造物)	平成27年4月1日～平成29年3月31日
富樫 泰時	有形文化財(考古資料)、史跡	平成27年4月1日～平成29年3月31日
林 信太郎	天然記念物(地質鉱物)	平成27年4月1日～平成29年3月31日
蒔田 明史	天然記念物(植物)、景観	平成27年4月1日～平成29年3月31日

平成27年3月13日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県文化財保護審議会委員は、平成27年3月31日付けで任期が満了する委員等があるため、秋田県文化財保護条例第45条第3項の規定により新たに委員を任命する。これが、この議案を提出する理由である。